

1 防衛力を支える組織

1 防衛省・自衛隊の組織

防衛省・自衛隊¹は、わが国の防衛という任務を果たすため、実力組織である陸・海・空自を中心に、様々な組織で構成されている。

【Q参照】 図表Ⅱ-2-1 (防衛省の組織図)
図表Ⅱ-2-2 (防衛省の組織の概要)

2 防衛大臣を補佐する体制

防衛大臣は、防衛省の長として国の防衛に関する事務を分担管理し、自衛隊法の定めるところに従い、自衛隊の隊務を統括する。その際、防衛副大臣、防衛大臣政務官(2人)及び防衛大臣補佐官が防衛大臣を補佐する。また、防衛大臣への進言を行う防衛大臣政策参与や、防衛省の所掌事務に関する基本的な方針について審議する防衛会議が置かれている。さらに、防衛大臣を助け、省務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する防衛事務次官や国際関係業務などを総括整理する防衛審議官が置かれている。

そのほか、防衛省には、本省内部部局、統幕及び陸・海・空幕と、外局である防衛装備庁が置かれている。本省内部部局は、自衛隊の業務の基本的事項を担当しており、官房長及び各局長は防衛装備行政を担当する防衛装備庁長官とともに、防衛大臣に対する政策的見地からの補佐、すなわち、防衛省の任務の達成のため、防衛省の所掌事務が法令に従い、かつ、適切に遂行されるよう、

その所掌事務に関する防衛大臣への補佐を行う。統幕は、自衛隊の運用に関する防衛大臣の幕僚機関であり、統幕長は、自衛隊の運用に関して軍事専門的見地から防衛大臣の補佐を一元的に行う。また、陸・海・空幕は運用以外の各自衛隊の隊務に関する防衛大臣の幕僚機関であり、陸・海・空幕長は、こうした隊務に関する最高の専門的助言者として防衛大臣を補佐する。このように、防衛省においては、防衛大臣が的確な判断を行うため、政策的見地からの大臣補佐と軍事専門的見地からの大臣補佐がいわば車の両輪としてバランス良く行われることを確保している。15(平成27)年、防衛省改革の取組としての防衛装備庁の新設や統幕などの改編のために防衛省設置法の改正を行った際、防衛省設置法第12条において、官房長及び局長並びに防衛装備庁長官による大臣補佐が各幕僚長による大臣補佐と相まって行われる旨を規定し、防衛大臣を補佐する体制に関する、このような従来の考え方をより明確化した²。

3 地方における防衛行政の拠点

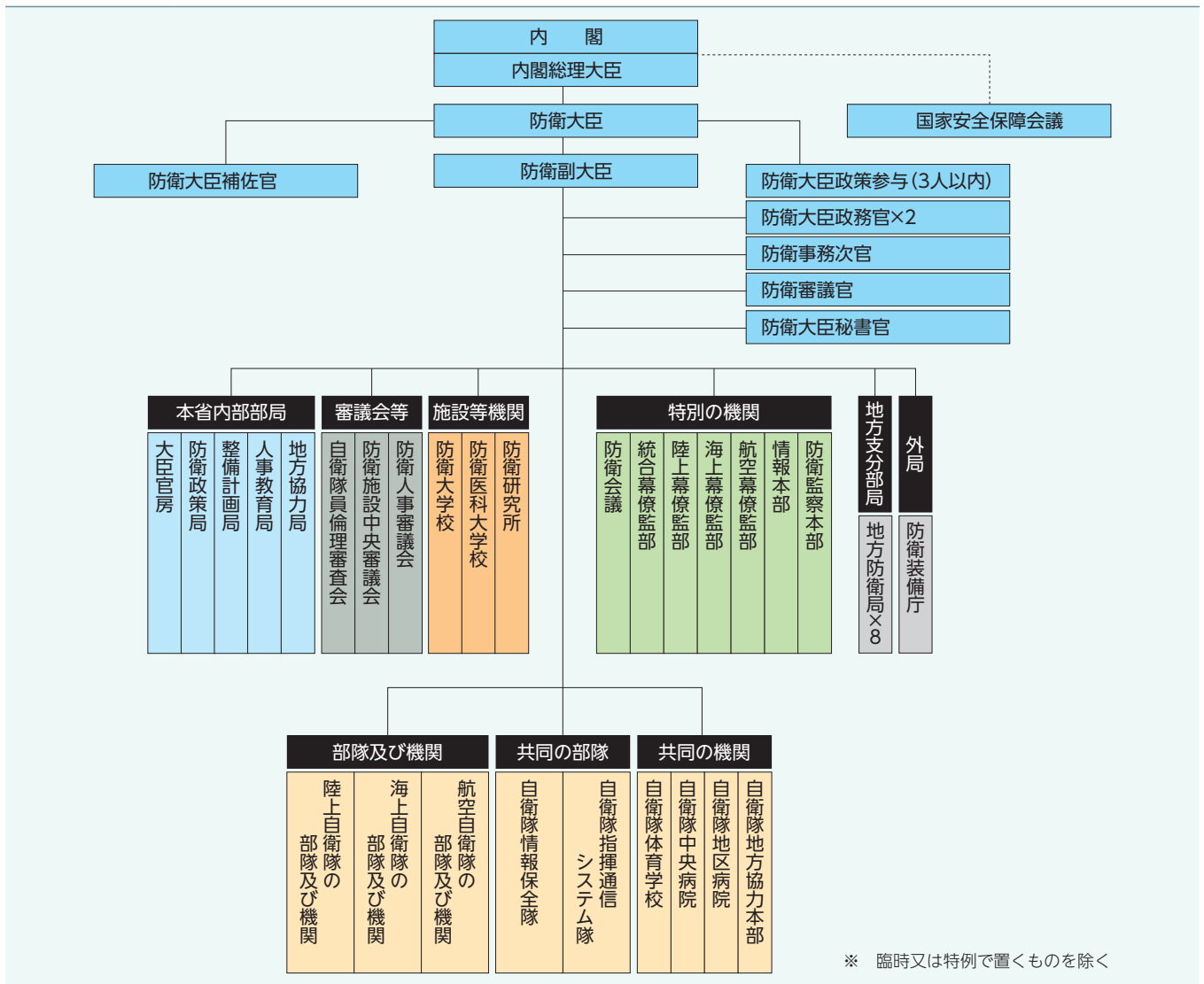
防衛省は、防衛行政全般の地方における拠点として地方防衛局を全国8か所(札幌市、仙台市、さいたま市、横浜市、大阪市、広島市、福岡市及び嘉手納町)に設置している。

地方防衛局は、基地周辺対策事業や装備品の検査などに加え、防衛省・自衛隊の取組に対して地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を得るた

1 防衛省と自衛隊は、ともに同一の組織である。「防衛省」という場合には、陸・海・空自の管理・運営などを任務とする行政組織の面をとらえているのに対し、「自衛隊」という場合には、わが国の防衛などを任務とする、部隊行動を行う実力組織の面をとらえている。

2 この改正法の国会審議においては、文民統制と内部部局の文官の役割について、政府から、「文民統制(シビリアン・コントロール)とは、民主主義国家における軍事に対する政治の優先を意味するものであり、わが国の文民統制は、国会における統制、内閣(国家安全保障会議を含む。)による統制とともに、防衛省における統制がある。そのうち、防衛省における統制は、文民である防衛大臣が、自衛隊を管理・運営し、統制することであるが、防衛副大臣、防衛大臣政務官などの政治任用者の補佐のほか、内部部局の文官による補佐も、この防衛大臣による文民統制を助けるものとして重要な役割を果たしている。文民統制における内部部局の文官の役割は、防衛大臣を補佐することであり、内部部局の文官が部隊に対し指揮命令をするという関係にはない。」と答弁している。

図表 II -2-1 防衛省の組織図



めのような施策(地方協力確保事務)を行っている。

参考 IV部4章1節(地域コミュニティとの連携)

2 自衛隊の統合運用体制

自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するため、防衛省・自衛隊は、陸・海・空自を一体的に運用する統合運用体制をとっている。また、今後は、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域を含め、領域横断作戦³を実現し得る体制の構築に取り組んでいく。

1 統合運用体制の概要

(1) 統幕長の役割

- ア 統幕長は、統一的な運用構想を立案し、自衛隊の運用に関する軍事専門的見地からの大臣の補佐を一元的に行う。
- イ 自衛隊の運用に関する大臣の指揮は統幕長を通じて行い、自衛隊の運用に関する命令は、統幕長が執行する。その際、統合任務部隊⁴が組織

³ II部3章1節を参照

⁴ 自衛隊法第22条第1項又は第2項に基づき、特定の任務を達成するために特別の部隊を編成し、又は隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に所要の部隊を置く場合であって、これらの部隊が陸・海・空自の部隊のいずれか2以上からなるものをいう。

図表 II -2-2 防衛省の組織の概要

組織	概要
陸上自衛隊 (注)	<ul style="list-style-type: none"> ●陸上総隊 陸自部隊の全国的運用を一体的に担う ●方面隊 ・複数の師団及び旅団やその他の直轄部隊(施設団、高射特科群など)をもって編成 ・5個の方面隊があり、それぞれ主として担当する方面区の防衛にあたる。 ●師団及び旅団 戦闘部隊、戦闘部隊を直接支援する戦闘支援部隊、戦闘部隊に対し後方支援を行う後方支援部隊などで編成
海上自衛隊 (注)	<ul style="list-style-type: none"> ●自衛艦隊 ・護衛艦隊、航空集団(固定翼哨戒機部隊などからなる。)、潜水艦隊などを基幹として編成 ・主として機動運用によってわが国周辺海域の防衛にあたる。 ●地方隊 5個の地方隊があり、主として担当区域の警備及び自衛艦隊の支援にあたる。
航空自衛隊 (注)	<ul style="list-style-type: none"> ●航空総隊 ・4個の航空方面隊を基幹として編成 ・主として全般的な防空任務にあたる。 ●航空方面隊 航空団(戦闘機部隊などからなる。)、航空警戒管制団(警戒管制レーダー部隊などからなる。)、高射群(地对空誘導弾部隊などからなる。)などをもって編成
防衛大学校 (神奈川県横須賀市)	<ul style="list-style-type: none"> ●幹部自衛官となるべき者を教育訓練するための機関 ●一般大学の修士及び博士課程に相当する理工学研究科(前期及び後期課程)及び総合安全保障研究科(前期及び後期課程)を設置
防衛医科大学校 (埼玉県所沢市)	<ul style="list-style-type: none"> ●医師である幹部自衛官となるべき者を教育訓練するための機関 ●保健師及び看護師である幹部自衛官及び技官となるべき者を教育訓練するための機関 ●学校教育法に基づく医学研究科博士課程に相当する医学研究科を設置
防衛研究所 (東京都新宿区)	<ul style="list-style-type: none"> ●防衛省のいわばシンクタンクにあたる機関 ・自衛隊の管理及び運営に関する基本的事項の調査研究を行う。 ・戦史に関する調査研究及び戦史の編さんを行う。 ・幹部自衛官その他の幹部職員教育などを行う。 ・歴史的に価値のある書籍や史料などを管理
情報本部 (東京都新宿区など)	<ul style="list-style-type: none"> ●わが国の安全保障に係る各種情報の収集・分析・報告を行う防衛省の中央情報機関 ・警戒監視活動により入手する情報、画像情報、電波情報など各種の軍事情報を収集し、総合的な分析・評価を加えたうえで、省内各機関に対する情報提供を実施する。 ・本部と6つの通信所で構成
防衛監察本部 (東京都新宿区)	<ul style="list-style-type: none"> ●防衛省・自衛隊の業務全般について独立した立場から監察する機関
地方防衛局 (全国8か所)	<ul style="list-style-type: none"> ●地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保、防衛施設の取得・管理・建設工事・基地周辺対策など、装備品などの調達にかかる原価監査・監督・検査などを行う。
防衛装備庁 (東京都新宿区など)	<ul style="list-style-type: none"> ●防衛省内の調達、研究・開発などにかかる装備取得関連部門を集約・統合した外局

(注) 巻末「主要部隊などの所在地」参照

された場合はもとより、単一の自衛隊の部隊を運用して対処する場合であっても、大臣の指揮命令は、統幕長を通じて行われる。

(2) 統幕長と他の幕僚長との関係

統幕は、自衛隊の運用に関する機能を担い、陸・海・空幕は、人事、防衛力整備、教育訓練などの部隊を整備する機能を担う。

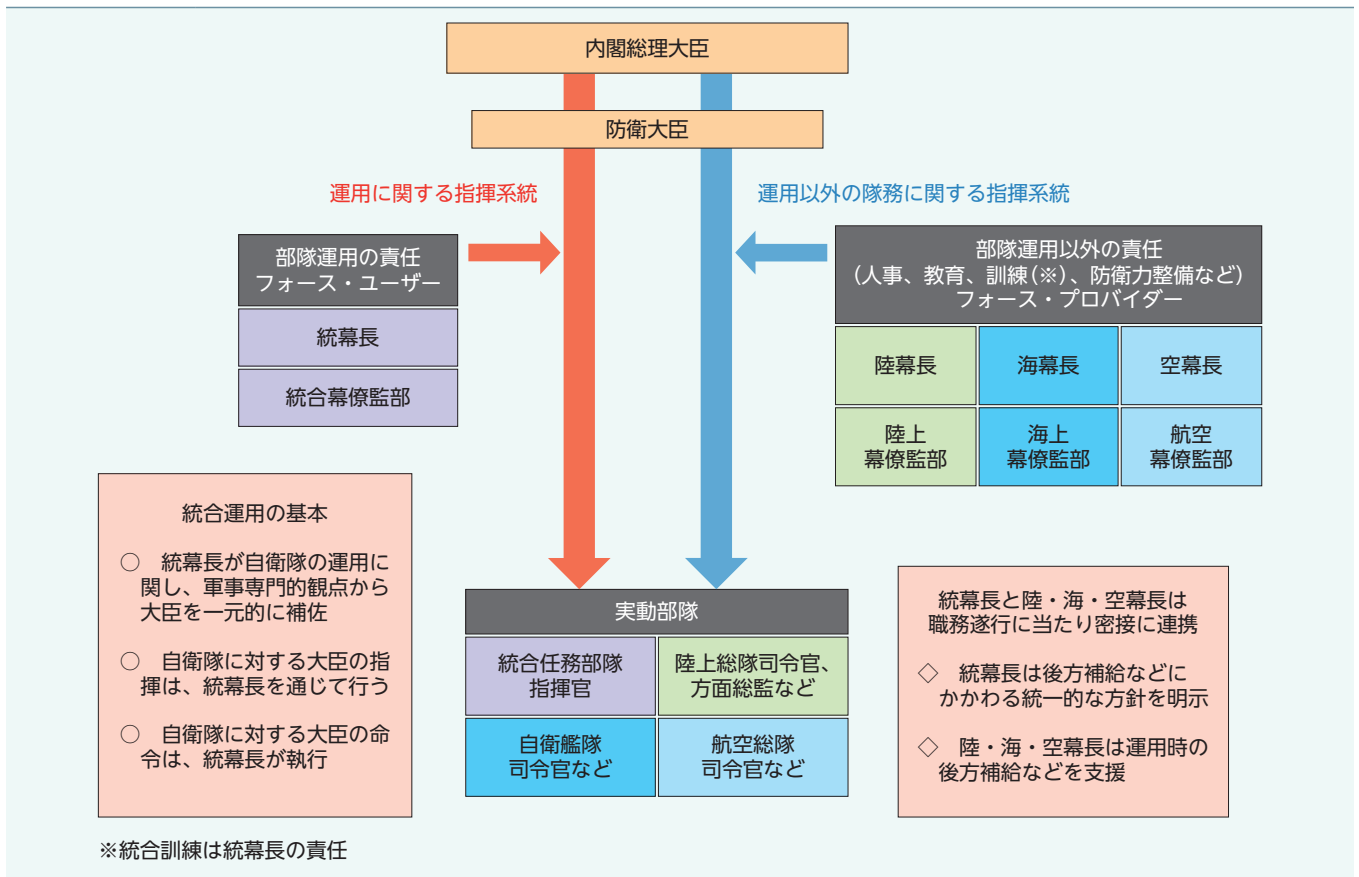
Q 参照 図表 II -2-3 自衛隊の運用体制及び統幕長と陸・海・空幕長の役割

2 統合運用機能の強化

(1) これまでの取組

自衛隊の運用に関する意思決定について、的確性を確保したうえで、より迅速なものとなるよう、15(平成27)年10月、実際の部隊運用に関する業務を統幕に一元化すべく、運用企画局を廃止するとともに、同局の機能のうち、運用に関する法令の企画・立案機能などを防衛政策局に移管した。これにより、統幕は、従来は本省内部部局が行っていた国会答弁を含む対外説明や関係省庁との連絡調整といった業務を担うこととなったた

図表Ⅱ-2-3 自衛隊の運用体制及び統幕長と陸・海・空幕長の役割



め、統幕副長級の文官ポストである総括官や部課長級の文官ポストである参事官を設置し、実際の部隊運用に関し文官の専門的知見を活かして対外的な連絡調整などを行うこととした。

Q 参照 本節3項 (防衛省における中央組織改革)

(2) 今後の取組

領域横断作戦を実現するため、自衛隊全体の効果的な能力発揮を迅速に実現し得る効率的な部隊運用態勢や新たな領域に係る態勢を統合幕僚監部において強化するとともに、将来的な統合運用の在り方について検討する。

Q 参照 Ⅱ部4章第1節4項 基幹部隊の見直しなど

3 防衛省における中央組織改革

1 防衛省改革の経緯・方向性

防衛省改革は、防衛省・自衛隊の不祥事の頻発を契機として始まったものであり、07 (平成19) 年に官邸において開催された「防衛省改革会議」が取りまとめた不祥事対策と中央組織改革を内容とする報告書に基づき、09 (平成21) 年には防衛大臣を補佐する体制を強化し文民統制の徹底を図るため、防衛会議の法定化や、防衛参事官制度の廃止、防衛大臣補佐官 (現在の防衛大臣政策参与) の新設などを行った。その後、13 (平成25) 年に

防衛省に設置された「防衛省改革検討委員会」において取りまとめられた「防衛省改革の方向性」では、①文官・自衛官の相互配置、②防衛力整備の全体最適化・装備取得機能の強化、③統合運用機能の強化、④政策立案・情報発信機能の強化を柱とする抜本的な改革を実施することとされた。

2 防衛省改革に関する具体的取組

「防衛省改革の方向性」に基づき、文官と自衛官の相互配置を進め、一体感の更なる醸成を図ると

ともに、15（平成27）年には、前述の統幕における組織改編に加え、装備取得関連部門を集約・統合し、拡大する装備行政に的確に対応するため、防衛装備庁を新設するといった大規模な組織改編を行った。

防衛省・自衛隊としては、今後、このような新たな組織において業務を実施しながら、内部部局が政策的な見地から、各幕僚監部が軍事専門的な見地から、それぞれ車の両輪として防衛大臣を補佐しつつ、しっかりとこの改革を定着させていく。

3 令和元年度の主な取組

「防衛省改革の方向性」に基づく防衛省の中央組織改編に一定の目途がたった一方で、一連の公文書をめぐる問題を受け、「公文書管理の適正の確保のための取組について」⁵において、各府省において自ら適正な管理を行うための体制を整備することとされたことから、防衛省における文書管理及び情報公開の実質的責任者として、審議官級の公文書監理官を設置するとともに、統一的かつ適正な文書管理を行うための公文書監理室を設置した。

5 平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定